

亀さん通信

まだまだ寒い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか？

亀のように歩みは遅くとも、『お金力』をしっかりと・確実に身につけていただく【亀さん通信】第 161 号の発信です！

お前が払え！ いやお前が払え！

「ちょっと運転代わって」と友人や知人にいわれて、**他人の車を運転する**ことが、時にはあるかもしれません。あなただったら、その車の自動車保険内容を逐一確認しますか？ 確かに他人の車の運転者条件を満たしていれば、万一事故を起こしても保険金が支払われます。しかし、保険を使うと次回以降の保険料がアップするのはご承知の通り。自分が起こした事故で友人などに迷惑をかけるのは何だか気がとがめますし、今後の関係にも影響が…。かといって、身銭を切れば大きな損害を…。それ以上に、そもそも他人の車の保険で補償されなかったら…。このような時、あなたを救ってくれるのが「**他車運転特約**」(※1) なのです。

(※1) ご紹介する事例は一般的なものであり、その名称や適用条件は保険会社ごとに異なります。

他車運転特約とは、臨時に他人の車（レンタカーを含む）を運転する場合、**現在加入している自動車保険の内容で補償される特約**です。現在発売されている個人向けの自動車保険には、一般的に自動付帯されています。補償の対象となるのは、記名被保険者(※2)、その配偶者、同居の親族、そして別居の未婚の子。ただし、**運転者条件で補償対象外**の者については、本特約でも補償されません。例えば、本人・配偶者の運転者限定がある契約では、別居の未婚の子が他人の車で事故を起こしても、対象外ということになります。(※2) 自動車保険の契約自動車を主に運転し、保険証券などに記載されている人。

特に注意したいのは、「**車両保険**」です。相手への賠償や自分のケガの補償は、ほとんどの方が入りますが、自分の車の補償については、人それぞれ。前述の、**現在加入している自動車保険の内容で補償される**、とある通り、車両保険に入っていないければ、**他人の車自体の損害**（自分の過失割合分）は補償されません。また、他人の車に直接生じた損害に限って補償の対象となり、修理期間中の代車費用などは補償の対象とならないのが普通です。

では、他にも保険金が支払われないケースを見ていきましょう。

■臨時ではなく、日常的に使用している車

例えば、友人から借りっ放しになっていて、いつも使っている車は補償されません。また、新車の納車が大幅に遅れ、ディーラーから長期間借りている車も、日常的に使用していると判断されれば補償の対象にならないこともあります。

■記名被保険者やその配偶者、もしくは同居の親族が所有、または主に使用している車

同居している子が、父親の車を運転中に起こした事故は補償されません。ただし、別居している未婚の子が父親の車を運転中に起こした事故は、その子が加入している自動車保険の本特約で補償されます。

■他人の車の使用について正当な権利を有する者の承諾

承諾がない、要するに勝手に乗った場合ですが、補償されないことは言うまでもありません。

■駐車または停車中

借りた車を駐車中にぶつけられても補償の対象にはなりません。もちろん相手がわかっていたら払ってもらえますが、もし相手が逃げてしまっていたら、悔やんでも悔やみきれないでしょう…。



日頃、保険代理店として自動車保険を取り扱っていますが、**他者運転特約を知らない人が意外にも多い**と感じます。友人に車を貸して事故を起こされた場合、仮に友人が自分の車を持っていなくても、その親の自動車保険の本特約で補償されることもあるのです。確かな知識があれば、払え、払えないと揉めに揉め、友人関係が破たんすることもなくなるでしょう。(笑)

二月は逃げるといいますが、本当に逃げていったなあ…

㈱亀山保険事務所 亀山裕弘 (シバロ) 1級ファイナンシャル・プランニング 技能士 0575-28-2768 info@kameyama-hoken.com